

指定管理施設における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、政府が示す最新の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、最新の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において示されたガイドライン作成・見直しの求めに応じ、木更津市市民活動支援センター及び木更津市金田地域交流センターの新型コロナウイルス感染拡大予防対策としての基本的な考え方を示すものである。

なお、今後、改めて示される対処方針、木更津市健康危機管理対策本部の決定事項を遵守するとともに、県の方針や近隣市の動向等を参考に、当該ガイドラインをその都度変更することがあるものとする。

1. 利用に関するガイドライン

(1) 基本的な対策

- ① 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した、感染拡大を予防する「新しい生活様式」（添付）に基づく基本的な感染対策を行うことを前提とする。
- ② 「集団感染リスクを高める 3 条件が同時に重なる場」を避けるための提言（専門家会議 3 月 19 日）を踏まえ対応する。
 - ・換気が悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉しない）。
 - ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）。
 - ・近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（密着しない）。

(2) 施設での対策

- ① 発熱等の症状がある方、風邪症状のある方の利用はできない。
 - ・来館前に検温を行い 37.5 度未満であることを確認すること。
 - ・来館時、体温測定等を行う。
 - ・2 週間以内に、37.5 度以上の発熱や風邪症状のあった方の利用はできない。また、同居のご家族が体調不良の方も利用を控えること。
- ② 手洗い、手指の消毒を徹底すること。
- ③ 換気を徹底すること。
 - ・扉や窓などを開けること。
 - ・30 分に 1 回以上、5～10 分程度窓を全開にするなど室内の換気を行うこと。
 - ・換気のできない部屋の使用は禁止する。
- ④ 多くの人が近い距離に滞留しないこと。（手の届く距離で集まらない）
 - ・人と人の間を 2 メートル（最低でも 1 メートル）開けること。
 - ・長机には社会的距離を保って座ること。
 - ・部屋の定員の 2 分の 1 以下の人数で利用すること。ただし運動、スポーツ等や不特定多数が参加する催事等については、定員の 4 分の 1 以下とすること。

- ・人と人が真正面になることはできる限り避ける。
 - ・活動内容により社会的距離等を確保することが難しい場合は、飛沫、接触感染などのリスクを低減するための十分な対策を講じ利用すること。
- ⑤ 「近距離での会話」「直接手を触れるなど身体的接触のある行動」は行わないこと。あわせて飛沫感染の恐れがある、大きな声を出すことや大きく息を吐き出すような行為のある活動についても行わないこと。
- ※例：社交ダンス、合唱、カラオケ、詩吟、管楽器の演奏、乳幼児の親子活動など
- ・運動、スポーツ等については人と人の間を2 m以上開けることに努めること。
 - ・マスクやフェイスシールド（以下、「マスク等」という。）を着用し、咳エチケットに努めること。
 - ・運動・スポーツ中のマスク等の着用は利用者の判断によるものといたしますが、受付、着替え等の運動・スポーツを行っていない間については、マスク等の着用に努めること。
- ※マスク等を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることを適宜周知し配慮すること。
- ・熱中症対策等に伴う水分補給以外の飲食、調理を伴う活動は行わないこと。
- ⑥ 活動後は利用施設の消毒、清掃の徹底に努めるとともに、施設管理者へ確認依頼をすること。
- ⑦ 団体・サークルの代表者及び主催者は、参加者名簿を作成し、連絡先を把握すること。また、施設利用開始前に別紙「新型コロナ感染拡大防止対策チェックリスト」を記入し、施設管理者へ提出し、施設管理者から写しを受け取ること。
- なお、参加者名簿は提出する必要はないが、代表者等が管理（利用日より最低1ヶ月保管することが好ましい）し、感染者が出た場合は速やかに施設管理者、保健所へ連絡をすること。（必要に応じ名簿の提出を求める場合がある）
- ⑧ 施設の開館時間は条例に規定する時間のとおりとし、閉館時間については、繰り上げ20時までとする。
- ⑨ 1回の活動時間は、原則4時間以内（準備・片付け時間を含む）とし、利用後の退館は速やかに行うこと。フリースペース等においても同様とする。
- ⑩ 施設利用料金は条例に規定する料金のとおりとし、開館時間の短縮による利用料金の変更はないものとする。
- ⑪ フリースペース等の利用においては、利用者届出書を施設管理者に提出し、施設管理者より利用登録証を受領すること。
- ※利用登録証受領後の利用においては、利用者届出書の提出は不要とする。
- （小学生以下の利用は、保護者等の同意を確認したうえでの利用とする。）
- ⑫ フリースペース等の利用者は利用登録証を持参し、施設管理者に確認を依頼すること。
- ⑬ 木更津市金田地域交流センターにおいて、屋外イベントスペース等での活動は、社会的距離を確保したうえで実施すること。
- ・入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスク等の着用等、適切な感染防止対策が講じられていること。

- ⑭ 自主事業については、市と協議のうえ実施の可否を決定すること。
- ⑮ 新型コロナウイルスの感染予防を理由とした施設利用のキャンセルについては、今般の社会情勢を鑑みて、当面、全額還付とする。ただし、虚偽の申告があった場合は、この限りでない。

(3) 図書コーナー（木更津市金田地域交流センター）

- ① 混雑状況により入場を規制すること。
※「集団感染リスクを高める3条件が同時に重なる場」を避けるための提言（専門家会議3月19日）を踏まえ対応すること。
- ② 発熱等の症状がある方、風邪症状のある方の利用はできない。
 - ・来館前に検温を行い37.5度未満であることを確認すること。
 - ・来館時、体温測定等を行う。
 - ・2週間以内に、37.5度以上の発熱や風邪症状のあった方の利用はできない。また、同居のご家族が体調不良の方も利用を控えること。
- ③ 多くの人が近い距離に滞留しないこと。
 - ・人と人の間を2メートル（最低でも1メートル）開ける。
- ④ 近距離での会話、大声を控え、直接手を触れるなど身体的接触のある行動は行わないこと。
 - ・手洗い、手指の消毒を徹底すること。
 - ・マスク等を着用し、咳エチケットに努めること。
 - ・カウンターでは、透明ビニールカーテンを設置し、飛沫感染を防ぐ。
 - ・熱中症対策等に伴う水分補給以外の飲食は行わないこと。
- ⑤ 1回の利用時間は、原則4時間以内とし、利用後の退館は速やかに行うこと。
- ⑥ 閲覧のみの利用においては、利用者届出書を施設管理者に提出し、施設管理者より利用登録証を受領すること。
※利用登録証受領後の利用においては、利用者届出書の提出は不要とする。
(小学生以下の利用は、保護者等の同意を確認したうえでの利用とする。)
- ⑦ 閲覧のみに利用者は利用登録証を持参し、施設管理者に確認を依頼すること。

2. 施設管理のガイドライン

(1) 館内全体に共通

- ① 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ② 他者と共有する物品やドアノブなどの手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベータのボタンなど）に留意する。
- ③ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスク等や手袋の着用を徹底する。
- ④ 長時間の滞在や、大声での会話をしない。
- ⑤ 人と人が真正面になることはできる限り避ける。

- ⑥ 机・椅子を配置している場合は、間隔を置く。
 - ⑦ 常時換気を行う。
 - ⑧ 利用者の来館前の健康状態によっては来館を控えることをあらかじめ周知する。
 - ⑨ 熱中症対策等に伴う水分補給以外の飲食は禁止とする。
- (2) トイレ
- ① 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、消毒を行う。
 - ② トイレの混雑が予想される場合、間隔を空けた整列を促す。
 - ③ 清掃者は必ずマスク等と手袋を着用し、換気しながら清掃を行う。

3. 本ガイドラインの更新日

本ガイドラインは令和3年6月21日（月曜日）より適用するものとする。